

第14回 定例総会議事録

1. 日 時	令和4年5月13日（金）午後3時15分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 801会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝末野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
なし	
5. 事務局	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第14回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝末野会長からご挨拶をお願いいたします。
	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第14回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	<p>それでは、議事録署名委員に3番大野委員さん、9番齊木委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>まず、第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。1番について、植田地区の委員さんは現調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立植田西中学校より1筆は北に約200m、1筆は南に約300mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において1筆は野菜、1筆は水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、草刈機を各2台、2tトラック、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約221a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。申請地は、野津原市民センターより北東に約700mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は草が生えており、1筆は果樹が植えられていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において、1筆は野菜、1筆は果樹を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約69a と</p>

	<p>なります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の2ページ 1番は、関連する非農地証明と、非農地決定の取消の審議を先に行います。21ページ 第4号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2ページ 1番で3条申請をするにあたって、農地性のない所有農地があり、3条許可の基準に抵触するため非農地願の提出となりました。</p> <p>土地の表示、願人等は議案の通りです。証明内容は1970年頃から隣接地と一体で貸事務所用地として利用しているとの内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立上戸次小学校より南へ約1.3 kmに位置した農地であり、現地は貸事業用地の一部として利用されてきました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、21ページ 1番について採決します。</p> <p>21ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、21ページ 1番は非農地決定とします。</p> <p>関連して、24ページ 第5号議案 利用状況調査に係る非農地決定の取消について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2ページ 1番 3条申請の譲受人の世帯員となる方の案件です。平成24年に非農地決定した農地ですが、現況は果樹を栽培しているとのことで、現地を確認したところウメ、カキが植えられていました。この2筆を世帯員の耕作面積として、3条申請の譲受人の耕作面積に加えています。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地決定の取消相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定の取消とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定の取消とします。</p> <p>戻りまして、2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立上戸次小学校より南へ約1.3 kmに位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農</p>

	<p>計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、管理機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約37a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中小学校より北へ約800mに位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約32a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ3ページ、1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

	<p>告です。申請地は、大分市立小佐井小学校より西へ350mに位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において果樹を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、耕運機を各1台、草刈機を4台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約58a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
5番得丸委員	<p>面積が非常に小さいですが、何か理由があるのですか。</p>
事務局	<p>隣接に川が流れており、おそらく河川改修での残地ではないかと思われ ます。奥に譲受人の農地があり、申請地を通らなければ所有農地に入れ ないため、所有権移転したいという理由での申請です。</p>
議長	<p>他にありませんか。なければ 4ページ 1番は大分地区ですので私から 現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。</p>
議長	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報 告です。申請地は、大分市立滝尾小学校より南へ約1.1 k mの距離に位 置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・ 営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具 は乾燥機、耕運機を各1台所有、トラクター、田植機、コンバインを各1 台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約62a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意 見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ 5ページ 農地法第4条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立賀来小中学校の北西約1.8kmに位置する農地であり、現地は既に進入路、農業用倉庫及び営農作業場として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、進入路、農業用倉庫及び営農作業場として利用するものですが、既に転用済みのため始末書提出済みです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校の北約200mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、社会医療法人財団が経営する病院の駐車場として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、7ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立西の台小学校の西約2kmの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、建設機械等の販売・買取等の事業を営む法人が、重機置場用地及び進入路用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、8ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基</p>

8番加藤委員	<p>づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p> <p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校より南へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約94a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ 2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、旧野津原中部小学校より西へ約1km の距離に点在した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稻を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、ハローロータリー、畦塗機、ハンマーモア、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約409a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ9ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より南へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約157aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ 2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より南へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設置を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約19aとなります。

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ 10ページ 1番については、大分地区ですので私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。</p>
議長	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より北東へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバインを各1台、田植機を2台、草刈機を4台所有しています。利用権設定後の経営面積は約245a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、11ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に</p>

事務局	<p>基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p> <p>11ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、岡倉地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、申請地では水稻、麦、大豆の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約648a となります。</p> <p>次に12ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は尾津留地区、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地では露地野菜の栽培を計画しています。契約成立の後の経営面積は約745a となります。</p> <p>次は13ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地では露地野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約35a となります。</p> <p>続いて3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地では露地野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約182a となります。</p> <p>次に14ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は蕨野地区に位置した農地であ</p>
-----	--

り、現地はハウスが建っていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する認定農業者で、申請地ではピーマンの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約156a となります。

次に15ページ 16ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町地区、川床地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地ではサツマイモの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約212a となります。

続いて17ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。申請地は、木佐上地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する認定新規就農者で、申請地ではピーマンの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約50a となります。

次に18ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に二ワを栽培する認定農業者で、申請地では二ワの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約19a となります。

続いて2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下徳丸地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水耕ミツバを栽培する認定農業者で、申請地では露地野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約131a となります。

最後は19ページ 1番です。再設定の案件です。土地の表示、申請者、

	<p>権利等については議案の通りで、現在と同内容での再設定となっております。</p> <p>すべての案件について、それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案については承認します。</p> <p>次に、20ページ 第4号議案 非農証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>20ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1987年頃より耕作放棄により原野化したというものです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南東へ約1.3kmに位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>

事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、1997年頃より耕作放棄により原野化したとの内容です。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるより西へ約3.5kmに位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ 21ページ 1番は第1号議案に関連して審議していますので、2番について事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2021年8月頃より大分市消防団詰所として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより北西へ約810mに位置した農地であり、現地は消防団詰所が建っていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ 3番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1983年頃より梅が丘団地の法面及びコンクリート擁壁となっていると</p>

	<p>のことで。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より北西へ約1.5kmに位置した農地であり、現地は梅が丘団地の法面になっていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ 22ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>22ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1975年頃より耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分インターチェンジより北西へ約620mに位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ 2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1974年頃より宅地への給水管引込用地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立滝尾小学校から南東に約1kmに位置する農地であり、現地は宅地への給水管引込用地として利用された土地で、保全管理の状態であり、面積や形状、周辺の状況等の要</p>

	<p>因により農地として活用することが難しいことを見込まれました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません</p>
議長	<p>なければ 23ページ 3番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>23ページ 3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容です。2000年頃より耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流ひろばより北西へ約650mに位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ 4番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>4番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1976年頃より宅地への進入路として使用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より南西へ約900mに位置する農地であり、現地は宅地への進入路として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は非農地決定します。</p> <p>次の24ページ 第5号議案は、第1号議案に関連して審議していますので、25ページからの第6号議案 報告事項について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>まず25ページです。農地法第3条許可申請の委員会処分の報告です。</p> <p>第13回の定例総会におきまして、農地競売・公売買受適格証明を発行した方のうち、競売で落札された方へ、4月19日に3条許可書を交付したという報告です。</p> <p>次は26ページ、27ページです。農地法第3条の3届出についてで、相続により農地を取得した届出が5件出ています。</p> <p>次に28ページから31ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地において、所有者自身が転用する届出が合計で12件出ています。</p> <p>次は32ページから34ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において、権利移動を伴う転用の届出が合計で28件出ています。</p> <p>最後は35ページから37ページです。農地法第18条第6項通知についてです。双方合意による解約の通知が合計で4件出ています。</p>

議長	事務局から報告がありました。質問・意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。その他で、何かありますか。
事務局	『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）』と『令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）』について地区審議会でご説明しましたが、今後、事務局案について農業会議に提出し、確認の上インターネットで公表したいと考えています。そのため本日の定例総会でこの事務局案について採決をお願いしたいと思います。
議長	ただいまの事務局からの説明について、質問・意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、事務局案について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、事務局案を承認します。 その他何かありますか。 なければ、これで第14回定例総会を閉会します。